

特定非営利活動法人 植物工場研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人植物工場研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県柏市柏の葉 6 丁目 2 番地 1 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 植物工場は、気象条件に左右されず病害虫の被害リスクを最小にできるため、生産安定性に優れた農業生産方式である。また近年、食の安心・安全、地球温暖化、省資源への関心などの社会情勢が植物工場の普及を後押ししている。この法人は、経済的合理性追求や新技術の開発のみならず、環境保全、産業振興、健康福祉向上などの見地からより持続可能な植物工場の開発・実証・事業化及び普及を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)研究開発事業
 - ① 環境保全・省資源・安全・高品質等を重視した持続可能な植物工場を実現するための調査・研究
 - ② 国内外関係機関及び団体からの上記①関連受託研究
- (2)支援事業
 - ① 国立大学法人千葉大学及びその他の植物工場拠点における研究・開発に係る各種技術サービスの提供
 - ② 環境分析サービスの提供
 - ③ 国立大学法人千葉大学及びその他の植物工場拠点関連施設の施設保守及び運営管理業務支援

- ④ 国立大学法人千葉大学及びその他拠点のサンプル植物の販売
 - ⑤ 国内外からの視察受入支援及び国内外への視察企画支援及び実施
 - ⑥ 国内外市場等からのニーズ情報収集と分析及び情報提供
 - ⑦ 事業化企画及び事業立上げに係る支援
 - ⑧ 植物工場関連の各種補助金申請に係る助言の提供
- (3)啓蒙普及事業
- ① 最新技術を活用したモデル施設の展示及び運営
 - ② 農産物のサンプル提供及び植物工場関連情報の提供
 - ③ 調査・研究成果の発信による技術の普及
- (4) 技術者・研究者・管理者の育成事業
- ① 国内外専門家を講師とした研修による技術の普及と人材育成
 - ② 高度な技術者・研究者・管理者の育成
- (5)教育事業
- ① 上記(1)から(4)の推進に係る国内外に向けた各種の研修会・セミナー・シンポジウム・勉強会の企画及び実施
 - ② 他団体との共催による研修会・セミナー・シンポジウム・勉強会の企画及び実施
 - ③ セミナー等への講師派遣
- (6)前記各号に付随する業務

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員(以下「正会員等」)をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を現に推進する個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人の目的達成に必要なため理事長が要請し入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を援助する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 理事長が特別会員を入会させようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 年度半期以降(10 月以降)に入会の場合は、入会金全額と年会費半額を納めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 人以上 30 人以内
 - (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事会が必要と認めるときは会長を置くことができる。
- 4 会長は理事会の議を経て理事長がこれを推挙する。
- 5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 6 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため監事を緊急に選任する必要があるときは、

前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、その理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を総理する。

3 副理事長の一人は理事長と共にこの法人を代表する。

4 代表権を有する副理事長は、理事の互選によって決するものとする。

5 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が指名した順序によって、副理事長がその職務を代行する。

6 会長は、この法人の基本理念の指導にあたるとともに、理事長の諮問に対して助言を与えることができる。

7 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

8 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員等をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 監事の選任又は解任及び役員の報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄(総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員等総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 8 項第 4 号の規定により、監事から招

集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長がこれにあたる。

3 理事長と実質的な利益相反になる議決をする場合は、副理事長が議長となる。

4 理事又は会員と実質的な利益相反になる議決をする場合は、当該理事及び会員は議決権を有しない。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員等総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員等の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法(電子メール)をもって表決し、又は他の正会員等を代理人として表決を委任することができる。

(1) やむを得ない理由のために総会の会場に赴くことができない正会員等は、即時性と双方向性の確保された Web 会議(Zoom 等の)システムによって総会に参加し、表決することができる。但し、総会前 3 日まで事務局より ID とパスワードの交付を受け、情報伝達の即時性と双方向性が阻害されないことを確認した正会員等に限る。

3 前項の規定により表決した正会員等は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員等との関

係につき議決する場合においては、その正会員等は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員等総数及び出席者数(即時性と双方向性の確保された Web 会議(Zoom 等)のシステムによる出席者、書面表決者若しくは電磁的方法(電子メール)表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任及び解任
- (4) 理事の職務
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 現理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 8 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長がこれにあたる。

3 理事と実質的な利益相反になる議決をする場合は、当該理事は議決権を有しない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事全員が書面又は電磁的記録(電子メール)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(電子メール)をもって表決することができる。

(1) やむを得ない理由のために理事会の会場に赴くことができない理事は、即時性と双方向性の確保された Web 会議(Zoom 等)のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。但し、理事会 3 日前まで事務局より ID とパスワードの交付を受け、情報伝達の即時性と双方向性が阻害されないことを確認した理事に限る。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(即時性と双方向性の確保された Web 会議(Zoom 等)のシステムによる表決者、書面表決者又は電磁的方法(電子メール)表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任され

た議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録(電子メール)により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合は、次事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたと

きは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員等の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員等総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会で議決した、法第11条第3項第1号の者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員等総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 諮問委員(アドバイザーメンバー)の設置

第 55 条 この法人は必要により諮問委員(アドバイザーメンバー)を設置することができる。

2 諮問委員(アドバイザーメンバー)は理事長が指名する。

3 諮問委員は理事長の諮問課題について意見を述べる。

4 諮問委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 12 章 部会及び委員会等の設置

第 56 条 この法人には必要により部会及び委員会等を設置することができる。

2 部会及び委員会の設置は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

3 部会及び委員会等は特定業務テーマを戦略的に検討又は実施することを目的とする。

4 委員会委員及び部会長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 13 章 雑則

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長 古在 豊樹
理事 池田 英男
理事 丸尾 達
理事 大出 祐造
理事 大林 厚
理事 小高 正義
理事 菅野 英孝
理事 木内 博一
理事 篠崎 聡
理事 嶋村 茂治
理事 津瀬 保彦
理事 坪井 修一
理事 庭野 隆
理事 花形 將司
理事 藤山 広光
監事 前川 以知郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成 24 年 4 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別		入会金	年会費
(1)正会員	個人	10,000 円	20,000 円
	団体	10,000 円	100,000 円
(2)特別会員	個人	0 円	0 円
	団体(A)	10,000 円	1,000,000 円
	団体(B)	10,000 円	500,000 円
(3)賛助会員	個人	10,000 円	1 口 10,000 円
	団体	10,000 円	1 口 50,000 円

賛助会員の最低口数は個人 1 口、団体 2 口とする。

※施行 平成 22(2010)年 5 月 18 日
改正 平成 24(2012)年 8 月 21 日
改正 平成 26(2014)年 9 月 3 日
改正 平成 28(2016)年 6 月 24 日
改正 平成 28(2016)年 9 月 2 日
改正 平成 30(2018)年 8 月 16 日
改正 令和 3(2021)年 9 月 6 日